

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月28日
【事業年度】	第53期（自2024年4月1日至2025年3月31日）
【会社名】	unbanked株式会社 （旧社名 UNBANKED株式会社）
【英訳名】	unbanked inc. （旧社名 UNBANKED, INC.） （注）2025年6月27日開催の第53期定時株主総会の決議により、2025年7月1日から会社名を上記の通り変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安達 哲也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
【電話番号】	03（6456）2670（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 七條 利明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
【電話番号】	03（6456）2670（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 七條 利明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年6月30日に提出いたしました第53期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
- 3 事業等のリスク
紛議及び訴訟

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【事業等のリスク】

紛議及び訴訟

（訂正前）

当社グループは、法令や自主規制等のルールに沿った取引であっても、お客様との意思疎通を欠くことにより苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解金や訴訟の場合の支払い命令等により、損害賠償費用が発生する場合があります。

なお、2025年3月末において、当社グループを被告とする損害賠償請求件数は商品先物取引の受託に関し、1件（請求額129,258千円）となっております。

（訂正後）

当社グループは、法令や自主規制等のルールに沿った取引であっても、お客様との意思疎通を欠くことにより苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解金や訴訟の場合の支払い命令等により、損害賠償費用が発生する場合があります。

2025年3月末において、当社グループを被告とする損害賠償請求件数は商品先物取引の受託に関し、1件（請求額129,258千円）となっております。

また、2025年3月末において、当社グループが補助参加人とし参加している訴訟が1件あり、その結果次第で当社グループに巨額の損失が発生する可能性があります。

以 上